



令和2年度の健診日程の変更について

新型コロナウイルス感染症予防のため、5月のいきいき健診が中止となったことにより、広報2月号に折り込みしたチラシの日程が変更となりますので、お知らせします。

<11月のいきいき健診について>

5月の中止に伴い、2日間とお知らせしていた日程が、3日間に変更になりました。申し込みの開始や詳細事項は広報10月号くらしのお知らせガイドでご案内します。

【変更前】 11月22日（日）、23日（月） 2日間



【変更後】 11月21（土）、22日（日）、23日（月） 3日間

「特定健康診査受診券」「後期高齢者健康診査受診券」（ピンク色）をお持ちの方へ

11月のいきいき健診は混雑することが予想され、予約の受け付けを締め切らせていただくこともあります。混雑を避けるため、なるべく医療機関で健康診断を受診していただきますよう、ご協力をお願いします。

<がん検診について>

以下のがん検診は、町内の医療機関でも受診できます。

●大腸がん検診

	70歳以上及び生保	40歳以上	40歳未満
単独	無料	500円	3,280円
特定健診併用		240円	

※大腸がん検診を希望される方は、事前に医療機関へお問い合わせください。

寿都診療所 電話 0136-62-2411

祁答院医院 電話 0136-62-2232

●胃がん検診（内視鏡検査）

70歳以上及び生保	50歳以上
無料	1,350円

※胃がん検診を希望される方は、事前に健康づくり係へお申し込みください。

◆ お問い合わせ先

町民課健康づくり係 電話 0136-62-2513

経済産業省 遠隔健康相談事業（小児科医・産婦人科医）について

新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受け、病院に行きたくても行けない状況が続く中、妊娠中から産後の悩み、新生児から15歳までのお子さんの相談など、小児科医・産婦人科医・助産師にLINEや電話を使って無料相談できるサービスを6月26日（金）まで利用することができます。

詳しくは、下記のウェブサイトをご覧ください。

小児科オンライン (<https://syounika.jp>)

産婦人科オンライン (<https://obstetrics.jp>)

◆ お問い合わせ先

株式会社KidsPublic（経済産業省事業受託会社）

電話 03-3405-9862

しりべし弁護士 相談センターのご利用を

札幌弁護士会では、法律相談や事件解決の依頼を行いやすくするため、相談センターを開設しています。お気軽にご相談ください。

- ◆日程 6月10日(水) 17日(水)
24日(水)
7月 1日(水)
- ◆会場 岩内町高台84-3
しりべし弁護士相談センター

※相談は、事前予約が必要です。

予約受付時間

平日 午前10時から午後4時まで

電話 0135-62-8373

古紙回収のお知らせ

今月の古紙回収を下記の日程で実施します。古紙は当日の午前8時30分までに玄関前に出してください。集められた新聞や雑誌は再生紙としてリサイクルされますので、新聞や雑誌は種類ごとに分け、きれいに束ねてから出してください。

回 収 地 域	回 収 日
六条町～政治町の国道から山側	9日(火)
六条町～政治町の国道から海側	16日(火)
磯谷町～樽岸町	23日(火)

◆ お問い合わせ先

町民課衛生係 電話 0136-62-2523

自衛官募集のお知らせ

◆ 受験資格

採用予定月の1日現在で、18歳以上33歳未満の者。

◆ 受付期日及び試験期日

		受付期限	試験期日
自衛官候補生(第2回)	男子	7月1日(水)～ 8月21日(金)	8月29日(土)～31日(月)
	女子		8月30日(日)
自衛官候補生(第3回)	男子	7月1日(水)～ 9月11日(金)	9月23日(水)～28日(月)
	女子		9月25日(金)・26日(土)
一般曹候補生(第2回)		7月1日(水)～ 9月10日(木)	1次試験 9月18日(金)～20日(日) 2次試験 1次試験合格通知でお知らせします

◆ お問い合わせ先

自衛隊札幌地方協力本部俱知安地域事務所

電話 0136-23-3540

自衛官募集相談員 中里徳男

電話 0136-62-2207

自衛官募集相談員 斉藤孝司

電話 0136-62-2070

役場担当窓口 総務財政課総務係

電話 0136-62-2511

6月は環境月間 環境について考えてみよう テレビなどを消して読書・読み聞かせに取り組みましょう！

北海道・青森県・岩手県・秋田県では6月を環境のことを学び考える「環境月間」としています。

テレビやゲーム・パソコンを消して読書や読み聞かせに取り組むことで、電気使用量を低減し、地球温暖化の主な要因となっている二酸化炭素の排出量を削減することができます。

◆ お問い合わせ先

北海道環境生活部環境局環境政策課

電話 011-231-4111

●家庭では・・・

テレビやゲームを消して家族で読書。
小さな子どもには絵本の読み聞かせを。

●学校では・・・

図書室での環境関連図書の展示や、児童・生徒、保護者に読書などの取り組みの働きかけを。



税務職員募集のお知らせ

◆ 受験資格

- (1) 令和2年4月1日において、高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者。
- (2) 令和3年3月までに、高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者。

◆ 受付期間

6月22日(月)～7月1日(水)

◆ 試験期日

9月6日(日)

◆ 申込方法

国家公務員採用試験インターネット申し込みページ(<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>)からお申し込みください。

◆ お問い合わせ先

札幌国税局人事第2課採用担当
電話 011-231-5011
倶知安税務署総務課
電話 0136-25-1009

新型コロナウイルス感染症に係る道税の申告期限の延長・納税の猶予などについて

法人道民税・事業税をはじめ道税の申告・申請・請求などについて、新型コロナウイルス感染症による影響により期限までに申告などすることが困難な場合は、その期限が延長される場合がありますので、お問い合わせ先へご相談ください。また、道税を一時に納税できない場合などにつきましても、納税の猶予や減免が適用される場合がありますので、ご相談ください。

詳しくは、新型コロナウイルス感染症に係る道税の申告期限の延長・納税の猶予等について(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/topics/coronaviruskigen.htm>)をご覧ください。

◆ お問い合わせ先

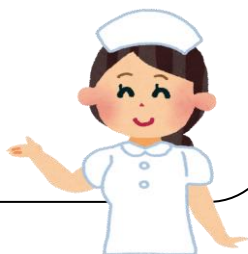
北海道総務部財政局税務課企画調査係
電話 011-204-5060
後志総合振興局税務課
電話 0136-23-1331

移動献血車「ひまわり号」巡回のお知らせ

6月23日(火)に移動献血車「ひまわり号」が各地区を巡回します。実施場所と時間は下記のとおりです。

採取した血液は、輸血や血液製剤の原料として使用されます。

身近なボランティアである献血にご協力をお願いします。



実施場所	時 間
歌棄慈光園前	午前 9時00分～午前10時00分
役場前	午前10時30分～正午
寿都警察署前	午後 1時30分～午後 2時30分
寿都高校前	午後 3時00分～午後 4時00分

危険物の取扱いを見直そう！ ～危険物安全週間～

消防庁では、次の期間を「令和2年度危険物安全週間」として、危険物の保安を推進しています。

一瞬の気の緩みや油断は大きな事故を引き起こします。

この機会にぜひ、日常の危険物の取り扱いを見直しましょう。

実施期間 令和2年6月7日～13日

「危険物」とは・・・

火災発生及び火災拡大の危険性が高く、消火が困難なものなどを指します。

例)・ガソリン

・灯油

・油性塗料 など

北海道の新型コロナウイルス感染症に関する支援のお知らせ

【休業協力・感染リスク低減支援金】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年4月25日から5月15日までの期間、休業などの要請にご協力いただき、感染リスクを低減する自主的な取組を行った事業者に対しての支援制度で、申請期間は7月31日（金）までです。

<支給①>

●要件

- ・休業要請を受けた施設の休業を行った
- ・感染リスクを低減する自主的な取組を行った

●支給額

- ・30万円（法人）
- ・20万円（個人事業者）

<支給②>

●要件

- ・酒類を提供する飲食店において（休業要請を受けた施設を休業した場合は除く）酒類の提供時間の短縮（午後7時まで）を行った
- ・感染リスクを低減する自主的な取組を行った

●支給額

- ・10万円（法人・個人事業者問わず）

※休業要請などの対象施設の範囲は、施設の使用停止対象施設一覧（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/kyuugyouyousei.htm>）をご覧ください。

申請に必要な書類などについて詳しくは、ホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sienkin.htm>）をご覧ください。

◆ お問い合わせ先

北海道休業協力・リスク低減支援金お問い合わせセンター

受付時間 午前8時45分～午後5時30分（6月14日まで土、日も開設）

電話 011-351-6469

【経営持続化臨時特別支援金】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と事業継続に取り組む事業者に対しての支援制度です。

<支援金A>

●要件

- ・5月16日から5月25日までの間休業要請を受けた施設の休業を行った又は酒類を提供する飲食店において（休業要請を受けた施設を休業した場合は除く）酒類の提供時間の短縮（午後7時まで）を行った事業者
- ・「新北海道スタイル」の取り組みを実践

●支給額

- ・10万円

<支援金B>

●要件

- ・「休業協力・感染リスク低減支援金」対象外の事業者・休業要請対象外の事業者の方で、長期間の外出自粛や自主的な休業などにより、ひと月の売上が前年同月から50%以上減少した事業者
- ・「新北海道スタイル」の取り組みを実践

●支給額

- ・5万円

申請に必要な書類、対象施設の範囲などについて詳しくは、ホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/keieijizokukarinjitokubetsushienkin.htm>）をご覧ください。

◆ お問い合わせ先

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 休業要請専用ダイヤル

受付時間 午前8時45分～午後5時30分（6月28日まで土、日も開設）

電話 011-206-0104・011-206-0216